

令和3年
経済センサスー活動調査
卸売小売業・製造業の概要

常 滑 市

はじめに

経済センサスは国内にあるすべての事業所及び企業を対象として実施される調査で、統計法に基づく基幹統計調査として実施されています。事業所・企業の基本的構造をあきらかにする「経済センサス－基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス－活動調査」の二つから成り立っています。「経済センサス－基礎調査」は平成 21 年 7 月に第 1 回調査を行い、「経済センサス－活動調査」は平成 24 年 2 月に第 1 回調査を行いました。今後、それぞれ 5 年毎に調査を実施することとしているものです。

本書は、第 3 回目となる令和 3 年経済センサス－活動調査の調査結果について、日本産業分類における「大分類 E－製造業」、「大分類 I－卸売業・小売業」に格付けられた事業所について、業種別、従業者規模別などを、総務省・経済産業省が公表した調査結果に基づき、本市で取りまとめたものです。

作成に当たり、本書が行政上の基礎資料はもとより、関係各方面で幅広く御利用いただければ幸いです。

なお、本書の刊行に当たり、格別の御協力をいただきました各事業所に対し厚くお礼申し上げますとともに、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 4 月

常 滑 市 企 画 課

目 次

調査の概要	1
利用上の注意	2
1. 卸売業・小売業	2
2. 製造業の概要	3
3. その他	5
結果の概要	6
1. 卸売業・小売業の概要	6
2. 製造業の概要	8
統計表	11
(1) 卸売業・小売業産業別結果表	12
(2) 製造業産業中分類別結果表（従業者4人以上の事業所）	13
(3) 製造業従業者規模別結果表（従業者4人以上の事業所）	13
(4) 窯業土石製品の産業再分類別結果表（従業者4人以上の事業所）	14
(5) 従業者規模結果表（従業者4人以上の事業所）	14
付 録	15
付1 経済センサス活動調査規則	16

調査の概要

(1) 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としています。

(2) 調査の法的根拠

統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく基幹統計調査として、経済センサス活動調査規則(平成 23 年総務省・経済産業省令第 1 号)によって実施されています。

(3) 調査の期日

令和 3 年 6 月 1 日現在を調査期日とし、一部項目については令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの 1 年間の実績を調査したものです。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に掲げる産業に属する事業所のうち以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く、国内全ての事業所・企業を対象としています。

- ① 大分類 A - 農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類 B - 漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち小分類 792 - 家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類 R - サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類 96 - 外国公務に属する事業所

(5) 調査の方法

以下の 2 種類の方法で調査を行います。

- ① 「調査員調査」 単独事業所企業については、調査員が事業所へ伺い調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行うもの。
- ② 「直轄調査」 複数の事業所を有する企業については、行政機関が民間事業所を活用し、企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括して郵送で配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を郵送回収する方法により行うもの。

1. 卸売業・小売業

(1) 主な用語の説明

■ 事業所

物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が、単一の経営主体のもとで、一定の場所(1区画)を占めて、従業者と設備を有し、継続的に行われているもの。

■ 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ・ 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ・ 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ・ 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)など)を販売する事業所
- ・ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(主として管理的事務のみを行っている事業所を除く)
- ・ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
- ・ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所(代理商、仲立業)

■ 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ・ 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ・ 産業用使用者に少量又は小額に商品を販売する事業所
- ・ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
- ・ 製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)
- ・ ガソリンスタンド
- ・ 主として無店舗販売を行う事業所で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ・ 別経営の事業所(官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている事業所)

■ 年間商品販売額(法人組織の事業所のみ)

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

■ その他の収入額

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したものの。

■ 売場面積(法人組織の小売業のみ)

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗分は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業(宅配専門)、自動車小売業(新車・中古)、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業(宅配専門)、店頭販売を行っていない事業所(訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売、自動販売機のみによる販売等)については売場面積の調査を行っていない。

(2) 卸売業と小売業の分類

卸売業と小売業の分類は、次の表1のとおりです。

表1 卸売業・小売業分類一覧

卸売業		小売業	
50	各種商品卸売業	56	各種商品小売業
51	繊維・衣服等卸売業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
52	飲食料品卸売業	58	飲食料品小売業
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	59	機械器具小売業
54	機械器具卸売業	60	その他の小売業
55	その他の卸売業	61	無店舗小売業

2. 製造業

従業者4人以上の事業所の統計表を基本としています。

また、調査期日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所については集計から除外しました。

(1) 主な用語の説明

■ 原材料使用額等

令和2年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計をいいます。

■ 製造品出荷額等

令和2年1年間における製造品出荷額(くず廃物の出荷額を含む)、加工賃収入額及びその他収入額の合計をいいます。

ア 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他に支給

して製造させたものを含む)を、令和2年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

- ①同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものの。
- ②自家使用されたもの(当該事業所において最終製品として使用されたもの)
- ③委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、令和2年中に返品されたものを除く)

イ 加工賃収入額

令和2年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

ウ その他収入額

上記ア及びイ以外の収入額をいいます。

■ 生産額(従業者10人以上の事業所)

下記算式により算出しています。

$$\begin{aligned} & \text{製造品出荷額(くず廃物の出荷額を除く)} + \text{加工賃収入額} \\ & + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

■ 付加価値額(粗付加価値額)

下記算式により算出しています。

ア 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ & - (\text{消費税を除く内国消費税※} + \text{推計消費税額}) \\ & - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

イ 従業者29人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} \\ & - (\text{消費税を除く内国消費税額※} + \text{推計消費税額}) \\ & - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

※消費税を除く内国消費税額とは、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

(2) 産業分類の表示及び軽工業と重化学工業の分類について

結果表は日本標準産業分類の中分類別に表示しています。その名称は略称を用いており、略称及び軽工業と重化学工業の分類については次の表1、2のとおりです。

表1 軽工業分類・略称一覧

産 業 分 類	略 称
09 食料品製造業	09 食料品
10 飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・飼料
11 繊維工業	11 繊維
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品
13 家具・装備品製造業	13 家具・装備品
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙
15 印刷・同関連業	15 印刷
18 プラスチック製品製造業	18 プラスチック
21 窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石
32 その他の製造業	32 その他

表2 重化学工業分類・略称一覧

産 業 分 類	略 称
22 鉄鋼業	22 鉄鋼
24 金属製品製造業	24 金属製品
25 はん用機械器具製造業	25 はん用機械
26 生産用機械器具製造業	26 生産用機械
27 業務用機械器具製造業	27 業務用機械
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品
29 電気機械器具製造業	29 電気機械
31 輸送用機械器具製造業	31 輸送機械

3. その他

- ・表及び図の数値の単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳が一致しない場合があります。
- ・統計表で用いる符号は、次のとおりです。

「X」 = 事業所数2以下の場合及び事業所数3以上の場合でも前後の関連で数値が判明する場合は、その集計数値を統計法により秘匿したもの

「-」 = 該当数値なし

「△」 = 負の値を示したもの

「0」または、「0.0」 = 単位未満

結果の概要

1. 卸売業・小売業の概要

本市の卸売業・小売業に分類される事業所数は 531 事業所、従業者数が 4,242 人、年間商品販売額が 9,557,772 万円となっています。

これを卸売業、小売業別にみると、事業所数では卸売業では 79 事業所（構成比 14.9%）、小売業は 452 事業所（構成比 85.1%）となっています。小売業業種別で最も多いのが、その他を除くと飲食料品の 128 事業所（構成比 24.1%）、続いて織物・衣服・身の回り品の 84 事業所（構成比 15.8%）となっています。従業者数では卸売業 401 人（構成比 9.5%）、小売業 3,841 人（構成比 90.5%）となっています。小売業業種別で最も多いのが、飲食料品の 1,507 人（構成比 35.5%）、続いてその他を除くと織物・衣服・身の回り品の 398 人（構成比 9.4%）となっています。年間商品販売額では卸売業 3,421,334 万円（構成比 35.8%）、小売業 6,136,438 万円（構成比 64.2%）となっています。小売業業種別で最も多いのがその他を除くと飲食料品の 1,793,991 万円（構成比 18.8%）続いて機械器具で 996,662 万円（構成比 10.4%）となっています。

なお、新規事業所の一部や個人経営の事業所等は、本集計に含まれておりません。年間商品販売額は法人組織の事業所のみ集計しています。

表1 事業所数・従業者数・年間商品販売額

	事業所数			従業者数（人）			年間商品販売額（万円）		
	平成28年	令和3年	構成比	平成28年	令和3年	構成比	平成28年	令和3年	構成比
総数	543	531	100.0	3,630	4,242	100.0	10,627,186	9,557,772	100.0
卸売業	97	79	14.9	542	401	9.5	5,277,495	3,421,334	35.8
小売業	446	452	85.1	3,088	3,841	90.5	5,349,691	6,136,438	64.2
各種商品	4	4	0.8	25	355	8.4	46,738	675,061	7.1
織物・衣服・身の回り品	80	84	15.8	328	398	9.4	321,389	491,766	5.1
飲食料品	132	128	24.1	1,376	1,507	35.5	1,977,211	1,793,991	18.8
機械器具	59	57	10.7	351	358	8.4	1,021,586	996,662	10.4
その他	164	171	32.2	946	1,181	27.8	1,848,955	2,153,212	22.5
無店舗	7	8	1.5	62	42	1.0	133,812	25,746	0.3

注) 管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

図1 業種別事業所数構成比

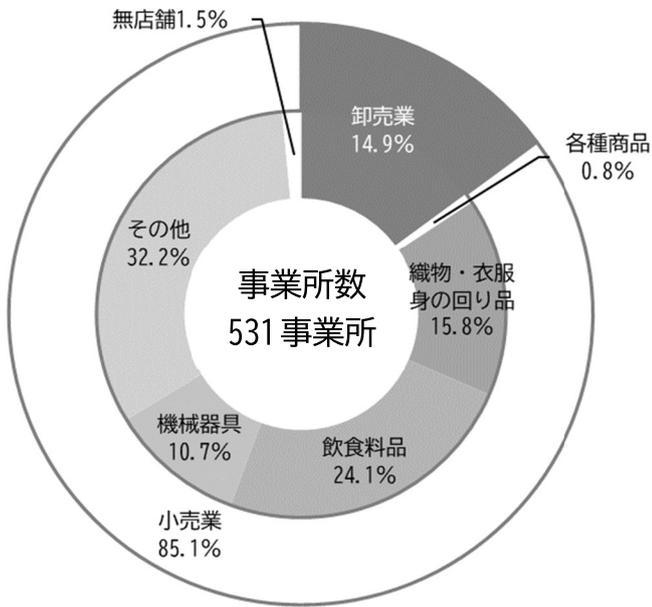


図2 業種別従業者数構成比

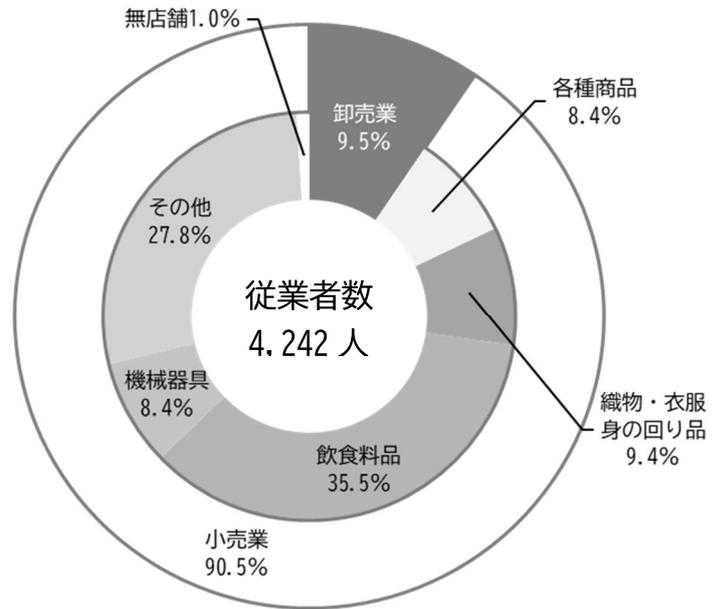
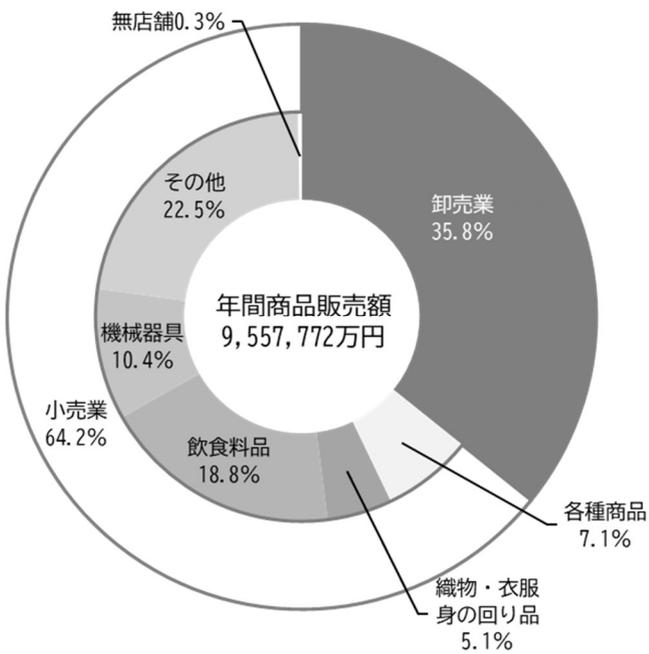


図3 業種別年間商品販売額構成比



2. 製造業の概要

本市の製造業に分類される事業所数は133事業所、従業者数は6,019人となっています。また、製造品出荷額等は、17,076,958万円、付加価値額は6,211,406万円となっています。平成28年と比較すると、事業所数については減少したものの、事業所数以外の項目においては増加しました。

部門別では、軽工業が80事業所（構成比60.2%）、重化学工業が53事業所（構成比39.8%）となりました。業種別で最も多いのが窯業・土石の38事業所（構成比28.6%）、次いで輸送機械の19事業所（構成比14.3%）となっています。従業者数は、軽工業が2,693人（構成比44.7%）、重化学工業が3,326人（構成比55.3%）となりました。業種別で最も多いのが輸送機械の2,229人（37.0%）、次いで窯業・土石の1,304人（構成比21.7%）となっています。

表2 事業所数・従業者数

区分	事業所数			従業者数		
	平成28年	令和3年	構成比	平成28年	令和3年	構成比
総数	161	133	100.0	5,465	6,019	100.0
軽工業	105	80	60.2	3,702	2,693	44.7
食料品	10	6	4.5	528	373	6.2
繊維	7	7	5.3	113	109	1.8
家具・装備品	6	7	5.3	339	485	8.1
プラスチック	8	7	5.3	308	153	2.5
窯業・土石	60	38	28.6	2,134	1,304	21.7
その他の業種	14	15	11.3	280	269	4.5
重化学工業	56	53	39.8	1,763	3,326	55.3
鉄鋼	3	6	4.5	177	248	4.1
金属製品	11	7	5.3	206	159	2.6
生産用機械	13	10	7.5	186	241	4.0
輸送機械	17	19	14.3	801	2,229	37.0
その他の業種	12	11	8.3	393	449	7.5

製造品出荷額等は 17,076,958 万円で、部門別では、軽工業が 8,588,399 万円（構成比 50.3%）重化学工業が 8,488,559 万円（構成比 49.7%）となっています。業種別で最も多いのが、輸送機械 6,647,036 万円（構成比 38.9%）、次いで窯業・土石の 4,385,735 万円（構成比 25.7%）となっています。

生産額は 15,155,058 万円で、部門別では軽工業が 6,889,777 万円（構成比 45.5%）、重化学工業が 8,265,281 万円（構成比 54.5%）となっています。業種別で最も多いのが、輸送機械の 6,538,998 万円（構成比 43.1%）、次いで窯業・土石の 3,124,333 万円（構成比 20.6%）となっています。なお、生産額は従業者 10 人以上の事業所のみの数値です。

表3 製造品出荷額等・生産額

区分	製造品出荷額等（万円）			生産額（万円）※		
	平成28年	令和3年	構成比	平成28年	令和3年	構成比
総数	10,798,730	17,076,958	100.0	10,115,638	15,155,058	100.0
軽工業	7,506,515	8,588,399	50.3	6,922,125	6,889,777	45.5
食料品	779,699	491,311	2.9	772,632	432,476	2.9
繊維	123,175	193,560	1.1	107,111	170,106	1.1
家具・装備品	2,332,660	2,550,044	14.9	2,233,995	2,290,291	15.1
プラスチック	514,944	288,831	1.7	477,937	259,540	1.7
窯業・土石	2,884,807	4,385,735	25.7	2,522,501	3,124,333	20.6
その他の業種	871,230	678,918	4.0	807,949	613,031	4.0
重化学工業	3,292,215	8,488,559	49.7	3,193,513	8,265,281	54.5
鉄鋼	397,084	517,028	3.0	398,129	501,246	3.3
金属製品	502,221	317,743	1.9	483,346	266,639	1.8
生産用機械	282,874	322,212	1.9	270,029	298,535	2.0
輸送機械	1,333,828	6,647,036	38.9	1,286,527	6,538,998	43.1
その他の業種	776,208	684,540	4.0	755,482	659,863	4.4

※生産額は、従業者10人以上の事業所のみの数値。

付加価値額は6,211,406万円で、部門別では軽工業が4,175,693万円(構成比67.2%)、重化学工業が2,035,713万円(構成比32.8%)となっています。業種別で最も多いのが窯業・土石の2,555,560万円(構成比41.1%)次いで輸送機械の1,222,129万円(構成比19.7%)となっています。

原材料使用額等は9,474,300万円で、部門別では軽工業が3,632,281万円(構成比38.3%)、重化学工業が5,842,019万円(構成比61.7%)となりました。業種別で最も多いのが輸送機械の4,832,795万円(構成比51.0%)、次いで家具・装備品の1,578,218万円(構成比16.7%)となりました。

表4 付加価値額・原材料使用額等

区分	付加価値額(万円)			原材料使用額等(万円)		
	平成28年	令和3年	構成比	平成28年	令和3年	構成比
総数	4,187,219	6,211,406	100.0	5,565,709	9,474,300	100.0
軽工業	3,010,222	4,175,693	67.2	3,621,395	3,632,281	38.3
食料品	400,678	223,081	3.6	327,751	140,718	1.5
繊維	54,599	71,969	1.2	63,523	113,579	1.2
家具・装備品	626,975	819,089	13.2	1,563,669	1,578,218	16.7
プラスチック	199,399	153,594	2.5	271,358	118,451	1.3
窯業・土石	1,333,105	2,555,560	41.1	1,025,351	1,395,591	14.7
その他の業種	395,466	352,400	5.7	369,743	285,724	3.0
重化学工業	1,176,997	2,035,713	32.8	1,944,314	5,842,019	61.7
鉄鋼	95,006	135,005	2.2	293,639	336,015	3.5
金属製品	233,745	101,860	1.6	239,554	191,481	2.0
生産用機械	149,568	158,363	2.5	117,667	137,348	1.4
輸送機械	442,452	1,222,129	19.7	799,725	4,832,795	51.0
その他の業種	256,226	418,356	6.7	493,729	344,380	3.6

統計表

(1) 卸売業・小売業 産業別結果表

産業分類	項目	事業所数						従業員数			年間商品販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)		
		従業員数						計	男	女					
		うち法人	2人以下	3~4人	5~9人	10~19人	20~29人							30人以上	
総	数	531	325	210	110	107	63	17	24	4,242	1,537	2,705	9,557,772	534,474	95,756
卸	売業	79	59	32	20	17	7	1	2	401	242	159	3,421,334	112,770	-
小	売業	452	266	178	90	90	56	16	22	3,841	1,295	2,546	6,136,438	421,704	95,756
各	種商品	4	4	-	2	-	1	-	1	355	61	294	675,061	1,264	15,617
	織物・衣服・身の回り品	84	55	35	25	19	2	1	2	398	116	282	491,766	401	13,427
	飲食料品	128	68	41	24	22	25	5	11	1,507	366	1,141	1,793,991	111,489	20,539
	機械器具	57	35	22	7	15	10	2	1	358	239	119	996,662	206,983	8,111
	その他	171	101	75	30	34	18	7	7	1,181	500	681	2,153,212	101,567	38,062
	家具・建具・畳	6	2	5	-	-	1	-	-	16	8	8	X	-	128
	じゅう器	31	9	23	4	4	-	-	-	68	31	37	14,837	-	2,080
	医薬品・化粧品	32	24	9	7	5	6	3	2	280	69	211	585,075	-	6,540
	農耕用品	1	1	-	-	1	-	-	-	6	4	2	X	-	15
	燃料	23	18	6	4	7	5	1	-	172	137	35	640,100	48,055	495
	書籍・文房具	10	5	5	-	1	2	1	1	105	51	54	73,072	-	1,619
	スポーツ用品・かん具・娯楽用品・楽器	12	6	6	1	3	1	-	1	85	37	48	122,897	-	6,450
	写真機・時計・眼鏡	6	5	2	2	2	-	-	-	22	7	15	27,475	890	253
	他に分類されない小売業	50	31	19	12	11	3	2	3	427	156	271	678,203	52,622	20,482
	無店舗	8	3	5	2	-	-	1	-	42	13	29	25,746	-	-

※管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

※年間商品販売額、その他の収入額及び売場面積は法人組織の事業所のみ

(2) 製造業 産業中分類別結果表 (従業者4人以上の事業所)

(単位:金額 万円)

産業中分類	事業所数	従業者数(人)		現金給与額	原材料 使用額等	製造品出荷額等			生産額 (10人以上事業所)	付加価値額		
		総数	男			女	総数	製造品 出荷額			加工費 収入額	その他 収入額
E 製造業 総計	133	6,019	4,210	1,809	2,843,648	9,474,300	17,076,958	14,949,163	678,415	1,449,380	15,155,058	6,211,406
09 食料品	6	373	252	121	125,889	140,718	491,311	464,991	24,079	2,241	432,476	223,081
10 飲料・飼料	2	23	12	11	X	X	X	X	-	X	X	X
11 繊維	7	109	35	74	23,316	113,579	193,560	98,573	74,025	20,962	170,106	71,969
12 木材・木製品	3	42	26	16	X	X	X	X	-	X	X	X
13 家具・装備品	7	485	303	182	209,319	1,578,218	2,550,044	2,274,556	57,743	217,745	2,290,291	819,089
14 パルプ・紙	4	109	64	45	35,730	92,354	180,946	179,416	-	1,530	166,092	74,835
15 印刷	3	44	27	17	13,033	22,487	52,570	43,696	8,874	-	37,088	27,516
18 プラスチック	7	153	70	83	36,817	118,451	288,831	278,863	7,455	2,513	259,540	153,594
21 窯業・土石	38	1,304	938	366	562,965	1,395,591	4,385,735	3,131,083	121,839	1,132,813	3,124,333	2,555,560
22 鉄鋼	6	248	202	46	104,267	336,015	517,028	482,539	34,489	-	501,246	135,005
24 金属製品	7	159	118	41	62,865	191,481	317,743	282,103	35,108	532	266,639	101,860
25 はん用機械	4	172	141	31	83,810	169,217	392,113	317,598	26,172	48,343	329,718	178,819
26 生産用機械	10	241	182	59	105,228	137,348	322,212	238,454	82,403	1,355	298,535	158,363
27 業務用機械	2	13	6	7	X	X	X	X	-	-	-	X
28 電子部品	1	5	3	2	X	X	X	X	-	-	-	X
29 電気機械	4	259	115	144	102,708	167,235	269,032	138,487	129,861	684	330,145	225,477
31 輸送機械	19	2,229	1,688	541	1,331,222	4,832,795	6,647,036	6,563,143	76,367	7,526	6,538,998	1,222,129
32 その他	3	51	28	23	15,834	156,660	384,916	384,916	-	-	377,605	209,722

※個人経営事業所は除く

(3) 製造業 従業者規模別結果表 (従業者4人以上の事業所)

(単位:金額 万円)

従業者規模	事業所数	従業者数		現金給与額	原材料 使用額等	製造品出荷額等			生産額 (10人以上事業所)	付加価値額		
		総数	男			女	総数	製造品 出荷額			加工費 収入額	その他 収入額
E 製造業 総計	133	6,019	4,210	1,809	2,843,648	9,474,300	17,076,958	14,949,163	678,415	1,449,380	15,155,058	6,211,406
4 ~ 9 人	55	322	194	128	91,834	143,072	329,917	243,123	57,549	29,245	-	169,979
10 ~ 29 人	36	637	372	265	179,879	382,697	781,471	605,822	149,025	26,624	710,447	361,541
30 ~ 99 人	27	1,404	876	528	697,119	1,862,047	3,411,855	3,098,524	306,522	6,809	3,463,135	1,378,925
100 人以上	15	3,656	2,768	888	1,874,816	7,086,484	12,553,715	11,001,694	165,319	1,386,702	10,981,476	4,300,961

※個人経営事業所は除く

付 録

経済センサス活動調査規則

(平成 23 年 6 月 17 日総務省・経済産業省令第 1 号)

改正：平成 24 年 1 月 6 日総務相・経済産業省令第 1 号

改正：平成 27 年 9 月 18 日総務省・経済産業省令第 2 号

改正：平成 31 年 4 月 1 日号外総務・経済産業省令第 1 号

改正：令和元年 12 月 13 日号外総務・経済産業省令第 4 号

改正：令和 3 年 3 月 9 日号外総務・経済産業省令第 1 号

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 18 条〔平成 30 年 6 月法律 34 号により削除〕、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律〔現行＝情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律＝令和元年 5 月法律 16 号により題名改正〕（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項〔令和元年 5 月法律 16 号により全部改正〕及び統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）別表第 1 の 1 の項の規定に基づき、並びに統計法及び同令第 4 条第 1 項の規定を実施するため、経済センサス活動調査規則を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 統計法（以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査のうち 5 年に一度の基準年（法第 5 条第 2 項に規定する国勢調査を行った年の翌年をいう。）に実施する調査（以下「経済センサス活動調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第 2 条 経済センサス活動調査は、事業所の経済活動及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにする基幹統計を作成すること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 事業所 物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所
- 2 企業 法人（国、地方公共団体及び外国の法人を除く。）及び事業を営む個人

(調査日)

第 4 条 経済センサス活動調査は、直前の経済センサス活動調査を行った年から 5 年目に当たる年（以下「実施年」という。）の 6 月 1 日現在によって行う。

(調査の対象)

第 5 条 経済センサス活動調査は、法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（調査困難地域内にあるものを除く。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）につ

いて行う。

- 一 大分類A—農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 二 大分類B—漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 三 大分類N—生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類 79—その他の生活関連サービス業（小分類番号 792 家事サービス業に限る。）に属する事業所
- 四 大分類R—サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96—外国公務に属する事業所

2 前項に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により経済センサス活動調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。

（調査の種類）

第 5 条の 2 経済センサス活動調査は、甲調査及び乙調査とする。

2 甲調査は、調査事業所のうち、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所について行う。

3 乙調査は、国及び地方公共団体の調査事業所について行う。

（調査事項等）

第 6 条 経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、甲調査の場合には第 1 号に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて、乙調査の場合には第 2 号に掲げる事項についてそれぞれ行う。

一 甲調査に関する事項

- イ 名称及び電話番号
- ロ 所在地
- ハ 開設時期
- ニ 経営組織
- ホ 政治団体及び宗教の種類
- ヘ 単独事業所・本所・支所の別並びに本所の名称及び所在地
- ト 本所か否か
- チ 支所の数
- リ 事業の内容
- ヌ 従業者数
- ル 設備投資の有無及び取得額
- ヲ 自家用自動車の保有台数
- ワ 土地及び建物の所有の有無
- カ 資本金又は出資金、基金の額及び外国資本比率
- コ 決算月
- ク 売上（収入）金額若しくは経常収益又はその割合

- レ 商品名、仲立手数料及び修理料収入の有無並びに国外販売の割合
- ソ 本支店間移動の割合
- ツ 物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合
- ネ 相手先別収入割合
- ナ 費用
- ラ 有形固定資産
- ム 生産数量及び生産金額
- ウ 製造品在庫額
- ヰ 半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額
- ノ 製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び製造品在庫数
- オ 加工賃収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額
- ク 直接輸出額の割合
- ヤ 主要原材料名
- マ 工業用地及び工業用水
- ケ 作業工程
- フ 商品手持額
- コ 小売販売額の商品販売形態別割合
- エ セルフサービス方式の採用
- テ 売場面積
- ア 営業時間
- サ 店舗の形態
- キ 業態別工事種類
- ク 取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数
- メ 消費税の税込記入・税抜記入の別
- ミ 法人番号
- シ 商品売上原価
- ヱ その他事業の収入額
- 二 乙調査に関する事項
 - イ 名称及び電話番号
 - ロ 所在地
 - ハ 職員数
 - ニ 事業の内容

2 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(統計調査員)

第7条 法第14条に規定する統計調査員として経済センサス活動調査の事務に従事させるため都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第3項に規定する指導員にあっては、次項及び第3項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

- 一 国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 2 条第 11 号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 1 項第 3 号に規定する徴税吏員
- 二 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 34 条第 1 項及び第 55 条第 1 項に規定する警察官

2 統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（経済センサス基礎調査規則（平成 31 年総務省令第 46 号）第 9 条第 1 項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び収集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行うものとする。

4 特別の事情により、調査員が第 2 項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

5 都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣及び経済産業大臣の定める事項を市町村長に通知し、並びに総務大臣及び経済産業大臣に報告するものとする。

（統計調査員の身分を示す証票）

第 8 条 市町村長は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を交付するものとする。

2 統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（名簿等の作成）

第 9 条 総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立って、直前に実施した経済センサス基礎調査（経済センサス基礎調査規則第 1 条に規定するものをいう。）の結果及び行政記録情報その他調査対象事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査事前名簿（以下「事前名簿」という。）を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に企業構造の事前確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び企業構造の事前確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿（以下「調査用名簿」という。）を作成するものとする。

（調査の方法及び期間）

第 10 条 次の表第 1 欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる者が、それぞれ同表第 3 欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第 4 欄に掲げる者が、それぞれ

同表第5欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
<p>1 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所（調査用名簿に記載されていないものに限る。）及び法人以外の団体の調査事業所</p> <p>イ 調査用名簿に記載されていないもの</p> <p>ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>（1）本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>（2）個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること又は従業者数が300人未満である調査事業所として事前名簿に記載されていること。</p> <p>（3）指定企業（調査用名簿に記載されている調査事業所を有する企業のうち総務大臣及び経済産業大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の調査事業所でないこと。</p> <p>ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>（1）支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>（2）個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>（3）指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>ニ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>（1）本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿</p>	<p>調査員（第7条第4項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第12条第1項及び第13条第1項において同じ。）</p>	<p>1の項第1欄に掲げる調査事業所に調査票を配布すること。</p>	<p>調査員又は市町村長</p>	<p>1の項第1欄に掲げる調査事業所から、調査員にあっては調査票を取集すること、市町村長にあっては調査票を回収すること。</p>

<p>に記載されていること。 (2) 指定企業の調査事業所でないこと。</p>				
<p>2 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ 指定企業の調査事業所でないこと。 ハ 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ 従業者数が30人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ホ 同一の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ヘ 前項第1欄ハに掲げる調査事業所でないこと。</p>	<p>総務大臣 及び経済 産業大臣</p>	<p>2の項第 1欄に掲 げる調査 事業所を 有する企 業の本所 となる調 査事業所 として調 査用名簿 に記載さ れている 調査事業 所に調査 票を送付 すること。</p>	<p>市長（特 別区の長 を含む。 以下同じ。）</p>	<p>2の項第 1欄に掲 げる調査 事業所を 有する企 業の本所 となる調 査事業所 から調査 票を回収 すること。</p>
<p>3 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ 指定企業の調査事業所でないこと。 ハ 従業者数が300人以上である調査事業所として事前名簿に記載されていること。 ニ 所在地が市の区域に属すること。</p>	<p>総務大臣 及び経済 産業大臣</p>	<p>3の項第 1欄に掲 げる調査 事業所に 調査票を 送付する こと。</p>	<p>市長</p>	<p>3の項第 1欄に掲 げる調査 事業所か ら調査票 を回収す ること。</p>
<p>4 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p>	<p>総務大臣 及び経済 産業大臣</p>	<p>4の項第 1欄に掲 げる調査 事業所を 有する企</p>	<p>都道府県 知事</p>	<p>4の項第 1欄に掲 げる調査 事業所を 有する企</p>

<p>□ 指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>ハ 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>ニ 従業者数が 30 人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。</p> <p>ホ 同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所(同一の市の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。)として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。</p> <p>ヘ 1 の項第 1 欄ハに掲げる調査事業所でないこと。</p>		<p>業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。</p>		<p>業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。</p>
<p>5 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>イ 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>□ 指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>ハ 従業者数が 300 人以上である調査事業所として事前名簿に記載されていること。</p> <p>ニ 所在地が町村の区域に属すること。</p>	<p>総務大臣 及び経済 産業大臣</p>	<p>5 の項第 1 欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。</p>	<p>都道府県 知事</p>	<p>5 の項第 1 欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。</p>
<p>6 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2) 指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>(3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p>	<p>総務大臣 及び経済 産業大臣</p>	<p>6 の項第 1 欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている</p>	<p>総務大臣 及び経済 産業大臣</p>	<p>6 の項第 1 欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。</p>

<p>(4) 従業者数が30人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。</p> <p>(5) 2以上の都道府県の区域にわたって調査事業所を有する企業の調査事業所(同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。)として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。</p> <p>(6) 1の項第1欄八に掲げる調査事業所でないこと。</p> <p>ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2) 指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>(3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(4) 従業者数が不明又は30人以上である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。</p> <p>(5) 1の項第1欄八に掲げる調査事業所でないこと。</p> <p>ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2) 指定企業の調査事業所であること。</p>		<p>調査事業所に調査票を送付すること。</p>		
<p>7 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの及び外国</p>	<p>総務大臣及び経済</p>	<p>7の項第1欄に掲</p>	<p>総務大臣及び経済</p>	<p>7の項第1欄に掲</p>

<p>の法人の調査事業所(調査用名簿に記載されているものに限る。)</p> <p>イ 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>ロ 指定企業の調査事業所であること。</p>	産業大臣	げる調査事業所に調査票を送付すること。	産業大臣	げる調査事業所から調査票を回収すること。
<p>備考 この表の規定の適用については、調査用名簿に記載されている企業の調査事業所のうち、当該調査事業所を有する企業の本所又は支所となる調査事業所の所在地として調査用名簿に記載されている場所のいずれにもないものは、調査用名簿に記載されていないものとみなす。</p>				

2 乙調査は、国の調査事業所にあつては総務大臣及び経済産業大臣が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の調査事業所にあつては市町村長が、特別地方公共団体（特別区を除く。以下同じ。）の調査事業所にあつては都道府県知事又は市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

3 第1項の規定により行う甲調査は、実施年の5月1日から7月31日までの間において行う。前項の規定により行う乙調査は、実施年の5月1日から9月30日までの間においてそれぞれ行う。

4 第1項の表1の項第1欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

5 第1項の表2の項から7の項までの第1欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て送付を受けなければならない。

6 国及び地方公共団体の調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかったときは、次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該各号に定める者にその旨を申し出て送付を受けなければならない。

- 一 国の調査事業所 総務大臣及び経済産業大臣
- 二 都道府県の調査事業所 都道府県知事
- 三 市町村の調査事業所 市町村長
- 四 特別地方公共団体の調査事業所 都道府県知事又は市町村長

(事務の委託)

第10条の2 都道府県知事は、経済センサス活動調査に関する事務を円滑に行うため必要があると認めるときは、複合商業施設等について、調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

2 前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、	第10条の2第1項に掲げる施設を管理し、又は運営する法人その他の団体のうち同項の規定により調査員が行うこととされている事務を委託された者（以下「委託管理団体」という。）は、
	担当調査区（経済センサス基礎調査規則第9条第1項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）	担当調査区のうち当該委託管理団体が管理し、又は運営する施設
	担当調査区内	担当調査区のうち当該委託管理団体が管理し、又は運営する施設内
第7条第5項	統計調査員を設置した	委託を行った
	統計調査員の氏名	委託管理団体の名称
第8条の見出し	統計調査員の身分を示す証票	委託管理団体証
第8条第1項	市町村長	都道府県知事
	統計調査員	委託管理団体
	その身分及び指導員又は調査員の別を示す証票	委託管理団体証
第8条第2項	統計調査員	委託管理団体に所属し、指名された者
	証票	委託管理団体証
第10条第1項の表1の項第2欄	調査員（第7条第4項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第12条第1項及び第13条第1項において同じ。）	委託管理団体に所属し、指名された者
第10条第1項の表1の項第4欄	調査員	委託管理団体に所属し、指名された者
第10条第1項の表1の項第5欄	調査員	委託管理団体に所属し、指名された者

第12条第1項の表1の項 第4欄	調査員	委託管理団体に所属し、指名された者
第13条第1項	統計調査員	委託管理団体
	調査員	委託管理団体に所属し、指名された者
第13条第2項	統計調査員	委託管理団体

(期間の変更)

第11条 市町村長は、第10条第1項(同項の表1の項及び3の項に係る部分に限る。)の規定により行う甲調査又は同条第2項の規定により行う乙調査(市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。)に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第3項に規定する期間により難しいときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があったとき又は第10条第1項(同項の表4の項及び5の項に係る部分に限る。)の規定により行う甲調査若しくは同条第2項の規定により行う乙調査(都道府県知事が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。)に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第3項に規定する期間により難しいときは、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による報告があったとき又は第10条第1項(同項の表6の項及び7の項に係る部分に限る。)の規定により行う甲調査若しくは同条第2項の規定により行う乙調査(総務大臣及び経済産業大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。)に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第3項に規定する期間により難しいときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

4 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により期間を別に定めたときは、その旨を告示するものとする。

(立入検査等)

第11条の2 調査の事務に従事する者は、法第15条第1項の規定により、第6条第1項第1号又は第2号に規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により立入検査又は質問を行う者に対し、法第15条第2項の証明書を交付する。

(報告の義務及び方法)

第12条 次の表第1欄に掲げる調査事業所に係る甲調査に当たっては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる調査事業所の事業主(当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。)が、それぞれ同表第3欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第4欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 第10条 第1項の表 1の項第1 欄に掲げる 調査事業所	1の項第1欄 に掲げる調査 事業所の事業 主	1の項第1欄に掲げる調 査事業所を有する企業、 外国の法人又は法人以外 の団体に関する調査事項 及び1の項第2欄に掲げ る事業主が管理する調査 事業所に関する調査事項	調査票に記入し、調査員 による当該調査票の取集 に応じ、及び調査員の質 問に答えること又は市町 村長に当該調査票を提出 すること。
2 第10条 第1項の表 2の項第1 欄に掲げる 調査事業所	2の項第1欄 に掲げる調査 事業所を有す る企業の本所 となる調査事 業所の事業主	2の項第1欄に掲げる調 査事業所を有する企業に 関する調査事項及び同欄 に掲げる調査事業所に関 する調査事項	調査票に記入し、市長に 当該調査票を提出するこ と。
3 第10条 第1項の表 3の項第1 欄に掲げる 調査事業所	3の項第1欄 に掲げる調査 事業所の事業 主	3の項第1欄に掲げる調 査事業所を有する企業に 関する調査事項及び3の 項第2欄に掲げる事業主 が管理する調査事業所 に関する調査事項	調査票に記入し、市長に 当該調査票を提出するこ と。
4 第10条 第1項の表 4の項第1 欄に掲げる 調査事業所	4の項第1欄 に掲げる調査 事業所を有す る企業の本所 となる調査事 業所の事業主	4の項第1欄に掲げる調 査事業所を有する企業に 関する調査事項及び同欄 に掲げる調査事業所に関 する調査事項	調査票に記入し、都道府 県知事に当該調査票を提 出すること。
5 第10条 第1項の表 5の項第1 欄に掲げる 調査事業所	5の項第1欄 に掲げる調査 事業所の事業 主	5の項第1欄に掲げる調 査事業所を有する企業に 関する調査事項及び5の 項第2欄に掲げる事業主 が管理する調査事業所 に関する調査事項	調査票に記入し、都道府 県知事に当該調査票を提 出すること。
6 第10条 第1項の表 6の項第1 欄に掲げる 調査事業所	6の項第1欄 に掲げる調査 事業所を有す る企業の本所 となる調査事 業所の事業主	6の項第1欄に掲げる調 査事業所を有する企業に 関する調査事項及び同欄 に掲げる調査事業所に関 する調査事項	調査票に記入し、総務大 臣及び経済産業大臣に当 該調査票を提出するこ と。

7 第10条 第1項の表 7の項第1 欄に掲げる 調査事業所	7の項第1欄 に掲げる調査 事業所の事業 主	7の項第1欄に掲げる調査事業所を有する企業又は外国の法人に関する調査事項及び7の項第2欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。
--	---------------------------------	---	------------------------------------

2 乙調査に当たっては、調査事業所の事業主が、第6条第1項第2号に掲げる事項について、調査票に記入し、次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該各号に定める者に当該調査票を提出することにより、報告しなければならない。

- 一 国の調査事業所 総務大臣及び経済産業大臣
- 二 都道府県の調査事業所 都道府県知事
- 三 市町村の調査事業所 市町村長
- 四 特別地方公共団体の調査事業所 都道府県知事又は市町村長

3 事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業主に代わる者は、当該事業主に代わって当該報告を行うものとする。

(調査票等の提出等)

第13条 統計調査員は、第10条第1項の規定により調査員が調査事業所から収集した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類を市町村長に対しその定める期限までに提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により統計調査員から市町村長に提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第10条第1項及び第2項の規定により市町村長が調査事業所から回収した調査票を審査し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から都道府県知事に提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第10条第1項並びに第2項の規定により都道府県知事が調査事業所から回収した調査票を審査し、総務大臣及び経済産業大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

(電磁的記録媒体による調査票の送付、回収又は提出の手続等)

第14条 次に掲げる調査票の送付、回収又は提出の手続は、調査票に代えて電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)を使用して行い、又は行わせることができる。

- 一 第10条第1項(同項の表2の項、4の項及び6の項に係る部分に限る。)及び第12条第1項(同項の表2の項、4の項及び6の項に係る部分に限る。)の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続
- 二 前条第2項の規定による調査票(第10条第1項(同項の表2の項に係る部分に限る。))及び第12条第1項(同項の表2の項に係る部分に限る。)の規定により

回収又は提出の手続を行うものに限る。)の提出の手続

三 前条第3項の規定による調査票(第10条第1項(同項の表2の項及び4の項に係る部分に限る。)及び第12条第1項(同項の表2の項及び4の項に係る部分に限る。))の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。)の提出の手続

2 前項の規定により電磁的記録媒体を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体に、第12条第1項(同項の表2の項、4の項及び6の項に係る部分に限る。))の規定により報告すべき事項を記録して、当該手続を行わなければならない。

3 前2項の規定により行われた手続については、調査票により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。

(電子情報処理組織による調査票の送付、回収又は提出の手続等)

第15条 次に掲げる調査票の送付、回収又は提出の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行い、又は行わせることができる。

一 第10条第1項及び第12条第1項の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

二 第10条第2項及び第12条第2項の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

三 第13条第2項の規定による調査票の提出の手続

四 第13条第3項の規定による調査票の提出の手続

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、第12条第1項及び第2項の規定により報告すべき事項を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

(結果の公表等)

第16条 総務大臣及び経済産業大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(事業所及び企業の名簿の作成)

第17条 総務大臣及び経済産業大臣は、調査事業所について、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成するものとする。

(調査票等の保存)

第18条 総務省統計局長は、調査票を3年間、総務省統計局長及び経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

(関連する統計調査の調査票の内容を記録した電磁的記録の保存等)

第2条 経済産業大臣は、第13条第3項及び第16条の規定による調査票の審査に利用させることを目的として、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）

第21条第2項の規定により保存されている電磁的記録のうち直前に行った同規則

第1条に規定する工業調査の調査票の内容を記録したもの及び商業統計調査規則

（昭和27年通商産業省令第60号）第22条第2項の規定により保存されている電

磁的記録のうち直前に行った同規則第1条に規定する商業調査の調査票の内容を

記録したものをそれぞれ複写し、並びに当該複写した電磁的記録を総務大臣、経済

産業大臣及び都道府県知事に送付し、保存及び使用させるものとする。

2 総務大臣、経済産業大臣及び都道府県知事は、前項の規定により送付された電磁的記録を平成30年3月31日まで保存するものとする。

附 則（平成24年1月6日総務省・経済産業省令第1号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月18日総務省・経済産業省令第2号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行後最初の経済センサス活動調査の実施についての改正後の経済センサス活動調査規則第4条の規定の適用については、同条中「直前の経済センサス活動調査を行った年から5年目に当たる年」とあるのは、「平成28年」とする。

附 則〔平成31年4月1日総務・経済産業省令第1号抄〕

(施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年12月13日総務・経済産業省令第4号〕

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律〔令和元年5月法律第16号〕の施行の日〔令和元年12月16日〕から施行する。

附 則〔令和3年3月9日総務・経済産業省令第1号〕

この省令は、公布の日から施行する。

令和3年経済センサスー活動調査

卸売小売業・製造業の概要

令和5年4月発行

発行 常滑市

編集 常滑市企画部企画課

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台 3-3-5

TEL:0569-47-6111

FAX:0569-35-4567

URL:<https://www.city.tokoname.aichi.jp>

E-Mail:kikaku@city.tokoname.lg.jp